

2. 他施設（里親を含む）に措置変された児童について

①その理由

他施設については、保護者が当該施設の近くに住んでいたり、兄や姉が入所しているため。里親委託については、保護者などが里親委託を希望するとともに、委託先としての里親とのマッチングが成立したため。

②引継の方法

隣接児童養護施設の場合と同じ。

③連絡訪問の有無

退所後1年間は、運動会などの案内を出す、参加者はほとんどいない。

措置変後の児童を乳児院の職員が訪問することもほとんどない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係

他施設に措置した場合と同じ。交流はほとんどない。

②その後の保護者との関係

ほとんどない。

③施設・職員間の連携

ほとんどない。1年に1人程度人事異動があるが、これは法人内における定期的な人事異動であり、担当した児童の措置変を考慮した人事異動ではない。

4. 児相との関係

①事前打診の有無

乳児院の方から打診する。

②保護者との連絡

保護者が面会にこられた時に措置変について確認する。面会にこられないケースについては、児童相談所が行う。

③施設訪問

措置変当日のみ。他の仕事で施設訪問し、当該児童に会うことはある。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

特にないが、最低基準上の配慮を望む。

②施設整備等

小規模化が望ましい。乳児の安全を確保できる生活環境への配慮。特に、「はいはい」や「つかまり立ち」の状況にある乳児等が、元気な小中学生などと一緒に生活する際には、乳幼児等の身の安全の確保が不可欠である。

③ファミリーソーシャルワークの可能性

児童相談所の人員増が望めず、かつ、常勤職員での配置が可能であるならば配置を望む。

6. 困難な事例

てんかん発作の事例

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

①保護者や児童の特徴

「A市内に保護者が住んでいる」、「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」などの児童が隣接児童養護施設に入所している。他の乳児院から入所してくるケースはない。

②退所後の動向

家庭復帰の可能性が低い。ただし、乳児院からの措置変一般にいえることではないか。

③保護者との関係

特徴はない。

④乳児院との交流

ない。

2. 他の乳児院からの措置変児童について

該当者なし。

3. 児相との関係

①事前打診の有無

ある。

②保護者との連絡調整等の役割分担

児童相談所が行う。

③施設訪問

入所時点での1回のみ。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

最低基準上の配置基準の改善

②施設整備

安全確保に配慮する必要がある以上が生じるだろう。

③ファミリーソーシャルワークの可能性

専任職員としての配置を望む。

5. 他施設からの入所事例で困難な事例

他施設からの入所はない。

.....

<法人15>

乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数及び入所児童との割合

＜平成11年度＞

措置解除した数14名　うち同一敷地内の児童養護施設に入所したケースが6名、それ以外の児童養護施設に入所したケースが1名、家庭引き取りが7名。ただし、家庭引き取りケースは家庭から戻ってきて再度家庭引き取りになったケースが1あり、措置解除した実数は13名で、家庭引き取りが6名と理解することも可能。

＜平成10年度＞

措置解除した数18名　うち同一敷地内の児童養護施設に入所したケースが4名、それ以外の児童養護施設に入所したケースは0名、里親措置（養子縁組前提、いずれも2歳児）が2名、家庭引き取りが12名。

＜平成9年度＞

措置解除した数7名　うち同一敷地内の児童養護施設に入所したケースが4名、それ以外の児童養護施設に入所したケースが1名、家庭引き取りが2名。

②保護者や児童の特徴

家庭引き取りや里親措置でないケースは、基本的に同一敷地内の児童養護施設に措置変する。他の児童養護施設へ措置する場合は、兄弟（姉妹）ケースに限定されている。

③平均在所日数

兄弟（姉妹）ケースの場合、先方施設の都合により、3歳の誕生日を待つことなく措置変が行われるので、結果として平均的な在所日数は他の児童養護施設に措置変になるケースの方が平均的な在所日数は短い。

④長期的養護との関係

同一敷地内施設への措置変が前提

⑤引継の方法

3歳の誕生日をむかえると児童相談所に連絡して、措置変の手続きをしてもらう。特に引継は行わない。

⑥保護者への説明

施設は一切行わない。児童相談所がどのようにしているのかはよく分からない。措置変そのものについての説明はほとんどしていないのではないかと理解している。

むしろ、1歳6ヶ月時点でのクラス替えの際には、保護者に説明をじっくり行っている。クラス替えは一人で歩き回れるようになったことに伴うある種の儀式的性格も有しており、保護者と共にお祝いするという意味合いをも含んでいるようである。

2. 他施設（里親を含む）へ措置変された児童について

①その理由（保護者や児童の特性を含む）

他施設ケースは兄弟（姉妹）ケースのみ

里親措置ケースは、養子縁組前提の里親措置をすることに対して親の了解がとれたケー

ス。

②引継の方法

主として、担当保育士が先方の保育士等との間で行う。

児童相談所はほとんど関わらない。

③保護者への説明方法

兄弟ケースも里親措置ケースも保護者が希望する方向での措置であり、希望の方向で措置変が行われたことを伝えるのみで終わる。

④その後の連絡訪問

措置変後1年間は、行事等への招待状を出す。それ以外の訪問活動は行っていない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の交流状況等

同じ建物内にいるので、行事等で一緒になることが多い。

クラス替え直後はもとのクラスへ行きたがる子もいるが、おおむね1ヶ月以内に新しいクラスに適応している。

②その後の保護者との関係

従来と同じ

③施設・職員間の連携

職員会議が同じであり、人事交流もある。

4. 児童相談所との連携

①事前打診

直前に電話での確認がある。

②保護者との連絡等の役割分担

基本的に施設が行う。

③施設訪問

入所措置後はほとんどない。

5. 年齢枠をはずす条件

現状のままでよいと考えている。

人をつけてもらえるならばもらいたい。

6. 処遇困難事例

骨形成不全症の事例

てんかん発作の事例

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変について

①保護者や児童の特徴

他の乳児院等からの入所はないため比較できない

②退所後

小学校入学時に退所するが、近隣の児童養護施設に入所するか、知的障害児施設に入所する。特に変化は見られない。

③保護者との関係

従前と同じ

④乳児院との交流状況

同じ建物内にいるので、行事等で一緒になることが多い。

クラス替え直後はもとのクラスへ行きたがる子もいるが、おおむね1ヶ月以内に新しいクラスに適応している。

2. 他の乳児院からの措置変児童について

少なくともここ3数年間はそのような事例はないそうです。

3. 児童相談所との関係

乳児院の項目と同じです。

4. 年齢枠をはずす条件

乳児院の項目と同じです。

5. 他施設からの入所事例

少なくともここ3数年間はそのような事例はないそうです。

<法人16>

・乳児院

1. 過去3年間の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数及び割合

<平成9年度>

措置解除7名

児童養護施設へ3名　うち2名が同一敷地内児童養護施設へ

家庭復帰が2名、

里親委託が2名

<平成10年度>

措置解除5名

児童養護施設へ1名　うち1名が同一敷地内児童養護施設へ

家庭復帰が2名

里親委託が1名

死亡が1名

<平成11年度>

措置解除15名

児童養護施設へ8名　うち4名が同一敷地内児童養護施設へ

家庭復帰が6名

里親委託が1名

②保護者や児童の特徴

「A市市内に保護者が住んでいる」、「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」などの児童が隣接児童養護施設に入所している。長期ケアが必要であるかどうかということは、里親委託との関係で考慮するが、児童養護施設への措置変ケース内の比較では上記以外の特徴は見あたらない。

③平均在所日数

特に特徴はない。

④長期的養護との関係

長期的か否かよりも「近隣に保護者が住んでいる」「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」という要因の方を重視する。

⑤引継の方法

「発達票」「養育記録」「ケース記録」「写真」のうち、「写真」については児童本人に渡す。他は移管しない。日常的な会議を一緒にやっており、措置変という意識は職員には薄い。日常的な会議の一環として担当者間で引継を行う。

措置変の時期は2歳の誕生日前後である。

⑥保護者への説明方法

乳児院入所当初より、2歳の誕生日前後で児童養護施設に措置変する事を伝えている。

2. 他施設（里親を含む）に措置変された児童について

①その理由

他施設については、保護者が当該施設の近くに住んでいたり、兄や姉が入所しているため。里親委託については、保護者などが里親委託を希望するとともに、委託先としての里親とのマッチングが成立したため。

②引継の方法

「発達票」「養育記録」「ケース記録」のコピーを渡す。「写真」は児童本人に渡す。

③連絡訪問の有無

退所後1年間は、運動会などの案内を出す、参加者はほとんどいない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係

日常的に交流がある。中学2年生ころまで、乳児室を訪問する児童が多く、重なった場合などは、一度に5人以上は乳児室に入れないという規則を持ち出すこともある。

②その後の保護者との関係

乳児院措置時点とほとんど変わらない。

③施設・職員間の連携

乳児院担当、児童養護施設担当と職務は分かれているが、職務上の手助けを相互にかつ頻繁に行っている。特に夜勤時に多い。

4. 児相との関係

①事前打診の有無

乳児院の方から打診する。

②保護者との連絡

保護者が面会にこられた時に措置変について確認する。面会にこられないケースについては、児童相談所が行う。

③施設訪問

措置変当日のみ。他の仕事で施設訪問し、当該児童に会うことはある。近くに北勢児童相談所があるので、他の施設よりは多いのではないかと感じている。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

特にないが、最低基準上の配慮を望む。

②施設整備等

小規模化が望ましい。乳児の安全を確保できる生活環境への配慮。特に、「はいはい」や「つかまり立ち」の状況にある乳児等が、元気な小中学生などと一緒に生活する際には、乳幼児等の身の安全の確保が不可欠である。

③ファミリーソーシャルワークの可能性

常勤職員での配置が可能であるならば配置を望む。

6. 困難な事例

ダウン症児童の事例

知的障害を持った母親の事例

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

①保護者や児童の特徴

「A市市内もしくは近隣に保護者が住んでいる」、「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」などの児童が隣接児童養護施設に入所している。他の乳児院から入所してくるケースはない。

②退所後の動向

家庭復帰の可能性が低い。ただし、乳児院からの措置変一般にいえることではないか。

③保護者との関係

特徴はない。

④乳児院との交流

頻繁にある。

2. 他の乳児院からの措置変児童について

該当者なし。

3. 児相との関係

①事前打診の有無

ある。

②保護者との連絡調整等の役割分担

児童相談所が行う。

③施設訪問

入所時点での1回のみ。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

最低基準上の配置基準の改善をはかった上で、積極的に対応すべきである。

②施設整備

安全確保に配慮する必要があるが今以上の生じるだろう。

③ファミリーソーシャルワークの可能性

専任職員としての配置を望む。

5. 他施設からの入所事例で困難な事例

他施設からの入所はない。

＜法人17＞

・乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数と割合

平成 9 年 4 人（2 人）

平成 10 年 5 人（1 人）

平成 11 年 8 人（3 人）

（ ）内が移った児童

地域、きょうだいの状況で措置変が決まる。

たまに、児童相談所から親の希望という話を聞くことがある

②保護者や児童の特徴

特にない。6人中4人保護者がA市市内。1人きょうだい在同一敷地内児童養護施設に、母親がこちらが面会しやすい。乳児院入所年齢はばらばら。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

特にない。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か

入る段階での児童相談所からの示唆はない。児童相談所はそういう意識はないと思う。家庭引き取り率、

平成 9 年 24人退所 4人

平成10年 19人退所 5人

平成11年 24人退所 8人

保育所利用できるようになると、家庭引き取りが多くなる。引き取りできない親は、経済的に低い。ひとり親（母子が多い）ことも特徴。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

園内保育（幼稚園前）に通所、ケースバイケース。1週間という事例もあるが、2から3週間が望ましい。書類上の措置変して。年齢超過児童もいる（排泄の問題）。これになじむと、夜児童養護施設にいて食事をする。担当者がついていく。2回くらい。思い切って泣くことも必要。なじむ段階は、子どもによって差がある。入所期間が長いとなじみやすい。短いと問題。措置変後も退職後の担当者と関係がつづいていくケースもある。そこに行き来しているケースがある（子どもは高校生）。朝職員を待っている男子もいる。就学まで続いた。その保母の結婚式にも参加。休みのときに、自分の実家につれて帰る職員もいる。養護施設側の職員もするケースがある。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

措置変が近くなると、ケース会議（児童相談所が必ず参加する2人）で決定する。施設決定は児童相談所でやる。意見書を児童相談所に出す。引き取り要求は、児童相談所へ回す。引き取り要求はとられた、負い目。短期間で変わるものの問題。

2. 他施設（里親を含む）に措置変された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

地域、きょうだい

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

ならし保育、県内で措置になるので行くのが大変。日帰り。措置変先の園からもくる場合がある。入所が久しぶりの施設。むしろ、相手先職員のため。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

説明はしているが、行っているケースと行かないケースがある。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

連絡はある。親が子どもをつれて乳児院にくるケースがかなりある。こちらの職員が相手先にいくこともある。自分の休暇を利用して。他施設では泊まりができる例はない。

入所期間が短い子どもでしがみつかれて苦勞したケースがある。ならしをやったにも

かかわらず、年上のきょうだいいてもなじみがないので。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

③施設・職員間の連携

特にケース検討会はしていないが、引き渡しの時期にうち合わせ会をしている。個人的には交流している。関係が乳児院と続くことについて、若い職員が快く思わない傾向があるが、特にそれでトラブルはない。次第に乳児院にこなくなる。くるときは妨げないようにしてほしい。子どもによるが、小中学生でも来ることがある。就学前の子ども、のぞきにくる頻度が高い。ちょっとのぞいて、遊ぶだけ、気分転換、安心感。しばらくトイレは乳児院という子どももいた。下の子供の面倒をみるわけではない。担当者に会いに来る。すっぱと切れるケースはない。

②その後の保護者との関係

特記事項無し

4. 児相との連携

①事前打診の有無

保護者との連絡等の役割分担

②施設訪問

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

それなりの質を保てているので、この点はコメントはない。

②施設設備等

幼児用の設備。当初はほとんどが同一敷地内児童養護施設へ、幼児部は大変だった。養護施設に委譲したスペースがあるので、狭い。この建物のなかで、幼児を受け入れることはできない。現状では2才半まで。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

ファミリー・ソーシャルワークは必要。現在パートとして家庭支援専門員1人（週1回契約）を雇用している。ただし、これをこえて活動をおこなっている。保護者にあわせてくれている。児童相談所の電話相談員。児童相談所の紹介。相談のベテランで、職員として積極的に評価している。徐々に効果が出始めている。

6. 処遇困難ケース

知的障害児4才、措置変受け入れ先がない。

母子家庭、精神疾患（てんかん）。中央児童相談所が母親の近隣ネットワーク会議をおこなった。担当者が参加。母親の理想が高いので、養育内容に要求が多く、担当者が母親に暴力をふるわれたこともある。かっとなることが多く、苦勞した。忍耐強く対応した。自分の親に認められなかった過去があり、認められたい気持ちが強かった。入所は3ヶ月間（2才過ぎ、3才近く）。この間に歩けるようになり、言葉も覚えた。引き取り

になったが、母親の親も協力してくれるようになったが、養護施設に再入所、いまは家に戻っている。

7. その他

2年目から職員に担当児童を配置している

難しい子どもは経験者に。入所時点から担当は変えないのが原則だが、処遇困難児童、虐待ケースについては担当変更したことがある。

主任保母 2人 20年経験

在職平均4年 結婚を契機に退職するケースが多い。

男性職員もほしいが、スペースの関係等で女性職員のみ

3人の障害児が在所している 受け入れ先がない

病院が同一法人なので、他県から入所児を受けたこともある。

同一法人に病院があることは非常なメリットである。病院側が子どもを把握してくれているので。乳児院、児童養護、病院があることが特色。ボランティアは直接のかかわりではなく、おもちゃ消毒、ベッドメイクを依頼している。最近は地域との関係もよい。病児デイサービス、ショートステイをやっている。利用者は増えてきている。前者年間650人。後者25人。

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

①保護者や児童の特長

A市市内居住者が多い。

兄弟姉妹ケース、

虐待傾向、ひとり親（養護施設共通）、親の問題（子どものような）、

母親家庭が多い。

途中入所児童に比較して入所期間が長い。親側の問題、

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

全員高校卒業、その先の進学は後援会から資金貸与。自立支援費を大学進学に出せるよう。一カ所の施設をのぞいて、全入。知的に問題があっても、進学（定員割れ）あるいは専門学校。親とのつながりがあまりないので、施設側とのつながりが強くなる。つながりがきれると、ほかによりどころがない。転職が多い。A市市内であれば、就職先はまだある。エリア内で就職、東京にはなじめない。OB会をやっている（今年は40人弱、最年長は50才代、縦のつながりもある。前職員の参加も検討、気になりながら動きがつかめない子どもも）。乳児院、グループホームという子どもで、県外にでたくないケースがあった。友達関係も。このネットワークが動くケースがある。家の代わり。

③保護者との関係

引継ぎのときに児童相談所、乳児院と密接に連携できるので、親との関係はスムーズに移行できる。

年齢・男女の立場が伝統的に生きているので、施設長がかかわる場合もある。通常は、

担当保母と指導員がおこなっている。

乳児院と比較して、密接なかかわりを持っている。

引き取りを要求してもめるケースもある。本県の児童相談所はがんばるほうだが、乳児院のファミリーケースワーカーが少し熱心すぎる。

④乳児院との交流状況

園内保育で乳児院移行期にならし保育（2週間程）。入所がせまってくると、部屋に案内するなど。入所してから、泣いて乳児院に行くこともある。中高生になっても、乳児院職員とつながりがある。

職員の人事交流はない。園長がかねていないのでということが要因か。

2. 他の乳児院からの措置変児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違

②処遇で配慮すること

③措置元乳児院との連絡調整

他乳児院からの措置変児童はいない。

幼児枠はほとんど同一敷地内乳児院でうまる。

中途入所児童：入所（過去4年で）児童、14人中ひとりのみが中途入所

3. 児相との連携

①事前打診の有無

事前の打診はある。きょうだいケースの場合は半年前、それ以外にでも数ヶ月前。乳児院は定期的に児童相談所とケース研究会（かなり前から）。養護も月1回やっていて、児童相談所が参加する（3年目）。他の1施設でも。児童相談所との関係はよい。現中央所長は専門職。

②保護者との連絡等の役割分担

児童相談所が措置変の連絡。

③施設訪問

措置変更の時期については児童相談所が相談に応じてくれる。おむつがはずれるまで、引き取りの展望等。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

職員配置の充実、特に看護婦。

②施設設備等

乳児室

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

ファミリー・ソーシャルワークが必要

施設そのものの定員の少数化。ただし、グループホームは閉鎖的になってしまう。子どもとのミスマッチが怖い。

両施設があることは悲劇的。

0歳児が入所した場合、年齢縦割りはなんともいえない。

2歳児を縦割りでは可能

5. 処遇困難事例

<乳児院>

親が子供への認識が十分でなく、祖父母がかわいくて引き取り要求する。思春期になっての対応が心配。

親が児童福祉施設経験者、いいだしたら聞かない。乳児院から一度引き取って、また児童養護施設へ。借金の申し込みをするのに、質草を持ってくる。5人の子どもの親がそれぞれ違う。一番下が入所中。下から2番目の子どもは引き取り中。実親。母親は、一番下を引き取れないことを父親に納得させられている。2人を引き取らせたいのだが、2番目もここに。一番目の子どもから、施設でケアをしてきた。上から2番目は虐待気味、一度包丁をもって追いかけてきたことがある（子どもが帰りたくないといった場合）

<途中入所児童>

姉妹ケースで再入所（強引な引き取りでだめで）、母親が手が掛かる。祖父母が娘と孫をみるといって引き取り、1年もたなかった。子どもの（保育園）の問題行動で。B市に引き取り。祖父母もあきらめた。姉も一緒に再入所。姉は大人びすぎている。

地域的に男社会、祖父母がめんどろみる。

6. その他

幼児棟はもっておらず、縦割り。人員の関係もあり、もう少し丁寧みたい。

<法人18>

・乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

平成 9年3月末	26人中8人	年度中19名退所
平成10年	26人中8人	16
平成11年	28人中8人	13
48ー24		残り24は家庭引き取り

②保護者や児童の特徴

養護施設にいく場合は、全部同一敷地内施設へが希望で実現されている

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

上記理由により特にないが、家庭引き取りとの関係では

1年8ヶ月平均 措置変 最長3年6ヶ月 最短で4ヶ月（虐待緊急）

5日から3ヶ月未満 12

平均1年 5

残り里親 5 1年6ヶ月

引き取りの望みがない（年齢超過までがんばるが）

里親低迷は未委託は多い。専従の担当者がほしい。

養護施設側の定員を毎年心配している。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か
その通りである。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

行動記録を渡す、健康面での情報伝達、以上記録2種類

ならし訪問をしている。児童養護施設側も訪問してくれる。子どもの状況に応じて食事や泊まりが自然できる。措置変間近になると意識的な動機付け。それでも不安はある。

本県は、年度末措置変。そのため、集団で措置変となるので不安が緩和される。発達が遅れている場合には7月まで待つ場合もある。児童相談所との連携が必要。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児童相談所が行う。1月末に現況調査（年度末が近づくと）。引き取るといっていて、引き取れないケースはある。

2. 他施設（里親を含む）に措置変された児童について

本県時代に1回

同一敷地内をこちらで予定していたが、3人。他施設へバランス確保か？

児童相談所からの説明もなかった。以降はない。

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

不明

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

上記経過により特記事項無し

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

よく遊びに来る。幼児から小学校低学年。高校生になっても挨拶程度はする。運動会の時には、幼児さんを招待。きょうだいケースのメリット。アルバムを引き継ぐ。

②その後の保護者との関係

養護施設に移った場合には、そちらにまかせる。挨拶程度。

③施設・職員間の連携

養護施設側職員が訪問。乳児院側職員が誕生会、入学、卒業の招待。帰省できない子どもの帰省先として。担当職員が連れてかえる。子ども自身に保険をかけている。職員も半額負担している。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

②保護者との連絡等の役割分担

③施設訪問

あまりこない。要請をすれば。行事には出席。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

②施設設備等

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

パイロットプロジェクトをやった。

年齢幅を1才から6才の縦割り。(1才3ヶ月歩行・発語、健康面で不安がない、きょうだいケース)。乳児2、幼児4。職員評価はよかった。年齢グループによるバランス。長期養護が見込まれる場合。2年たす拡大。本格実施にいたらなかった理由は、制度的な壁であった。児童相談所には了解はとったが、パイロットとしての認知であった。昭和53年。

乳児院側からの要望は、職員に経験者が必要。安全と清潔。食事(栄養士)の面での配慮が必要。子どもの健康管理での判断が必要。

同一敷地内に養護施設が無い施設が年齢延長希望が強い。

乳児院では発達が保障できない。3才。

6. 処遇困難ケース

<同一敷地内ケース>

1) 長期入所3才6ヶ月 障害

J 女性

低体重 母フィリッピン、国籍取得済み。父親に生活能力がない。職を転々とする。離婚はしていない。母、虚弱、日本語は最初ほとんどできなかった。母は父だけが頼り。いまは父の実家に住んでいる。引き取る意向が示されながらだめだった。健康(ぜんそ

く、肺炎を起こしやすい、入退院、薬が切れない)。成長発達とも遅れていた。入所時はりがねのようにやせていた。年齢超過となる(7ヶ月、病院から直入所)。長期が予想される。小学校入学のための検診時期に引き取り直前までいったが、だめだった。いまは、1年生でなんとか通っている。元担当が帰省。

2) 虐待ケース

I J 女性 3才1ヶ月

本来であれば、養護施設であったが、保健婦が立ち入った時に、座位ができない。ネグレクト。検診等にこないで、踏み込んだら、あかまみれ。10日入院後。祖父がみていたが、祖父・母・父との知的障害。上の子供が突然死。強引な引き取り要求はなかった。帰省ではもめている。身長体重・運動面ではめきめき伸びた。元担当が帰省。

3) 三つ子 障害

A S 男性 2才5ヶ月 1年1月

体外受精。3人とも発達遅滞。多動。自障多害・飛び出し。母親から児童相談所へ申し出。両親ともしっかりしている。父親は自営業、協力的。ただし、引き取れない。下の子供も保育所入所(レスパイト目的)。はじめて施設した。この子も乳児院に遊びに来る。高校生がいる部屋に縦割りで入っている。病気はしやすかった。

7. その他

子どもの数が多い世帯が目立つ。勤務時間は長い。不満足な処遇はしたくないとの意見が職員にはある。職員数不足。

施設間の人事異動をおこなったことがある。定期的にはできない、希望移動。3分の1くらいは乳児院経験者。このことは、連絡等に便利。両施設とも家庭調整に力をいれている。

育て治しは、職員が長期にかかわること。

医療体制は欠かせない。毎朝、嘱託医が診察してくれる。大学時代からのつきあいで、今の病院でも協力してくれる。

引き取られた後、1回だけ便りを出している。

家庭支援専門員をフルタイムで雇用している。

里親不調は大変

一時保護委託 柔軟。金銭面。

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

幼児期入所3年で34人、24人が敷地内から。本県内乳児院から2名(年齢超過児)。地域性と幼児のキャパが他施設は少ない。

①保護者や児童の特長

②退所後(これは過去3年に限らない)の動向

家庭引き取りに比較して、長期入所ケースが多い。

③保護者との関係

引継がなされていることと、同じ敷地内なのでたずねてきやすい。

④乳児院との交流状況

2. 他の乳児院からの措置変児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違

年齢超過（障害）。児童相談所が選ぶ（他施設への批判）。

②処遇で配慮すること

基本的には無い。強いていえば、他乳児院で親子関係調整によって差異がでる。他の児童にひきづられてなれている。

③措置元乳児院との連絡調整

通常はない。

入所前にはあまりないが、入所後かかわりを持ってきているケースがある。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

同一敷地内の場合、入所児に児童相談所職員がこない場合もある。

②保護者との連絡等の役割分担

③施設訪問

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

②施設設備等

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

職員配置 職種・人員、特に看護婦が必要。

居室等狭い。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

虐待ケース 高校1年生 男性

父親 職人からタクシー運転手 身体的虐待

中学3年で一時保護、高校受験して入学したが1ヶ月半で悪い友達ができ無断外泊を続けている。本人の意識がはっきりしていない。立ち寄り先はわかっているが、連れ返せない。母親もお手上げ。真夜中に施設に帰ってきている形跡はある。奨学金も得られたのに、方針が定まらない。

6. 貴施設の特徴的な点

乳児院から持ち上がった子どもは2年間幼児の部屋

個室はないが、高校生で1人部屋か2人部屋。

心理スタッフを配置している。

母と子の健康教室実施

母親のための駆け込み寺

養子斡旋事業にむけて努力

音楽療法士 乳児院で雇用している。児童養護施設や特別養護老人ホームでも。
地域交流事業。

<法人 19>

・乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

別表

養護施設枠がないため

②保護者や児童の特徴

特に特徴なく移れば全員子どもの名前と顔が一致する

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

平成11年事例では短い

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か

特にそういうことはない、県内には乳児院2つしかないのだ。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

数ヶ月前から会議、子ども準備として遊びに、食事に、お風呂に3ヶ月前をめどに
年齢で5才を越える特例もある（知的発達）、兄弟ケースで早めに移ることもある。
先輩をみているので、意識形成ができています。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児相がそうはなしている。親は安心するが、「腰をすえ」てしまう傾向もある。

児童養護保護者会年1回開催している

2. 他施設に措置変された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

空きがない

近くの施設が祖父母の面会が容易

ずいぶん以前には障害が理由でそういうケースがあった

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

移る前に1・2回、子どもつれて見学、職員が措置変時に動向、生活状況を知らせる。

兄弟ケースはいいが、11年の3の場合は苦しい。遊びに来ることはない。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児相がおこなう

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

ない

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

- ①その後の児童との関係（交流等）
- ②その後の保護者との関係
- ③施設・職員間の連携

以上は、他項目参照

元担当が外泊につれだすケース（親元に帰れない児童をボランティアで）がある。

4. 児相との連携

保護者に説明

幼児が多くなっている。

施設訪問

比較的市児相はくる、

しかし、乳児院は暫定定員である。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

養護施設の定員との関係が改善される必要がある。

②施設設備

設備で居室条件

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

ファミリー・ソーシャルワークが足りない。家庭支援専門員は配置されていない。

6. 措置変をともなった処遇困難事例があれば1～2お教えてください。

1 1 年事例は、他施設に移ることは納得、もう一時例は外泊との関連で説明した

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

①保護者や児童の特徴

②退所後の動向

在籍 6 8 人、4 6 名乳児院経由 8 年半プラス 2 年

1 2 幼児 6 年 8 ヶ月

1 0 学齢期 4 年 7 ヶ月

第一グループが 7 割、

思春期に自立の段階で動揺、親がいないケースは特に

③保護者との関係

ケースバイケース

親との対応が課題

ほとんど乳児院からなので、他乳児院からの入所例はわずかで9年度は2名、4才、3才

2. 他の乳児院からの措置変児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違

母集団が大きいので、吸収される

小集団でやっているので問題はあまりない

外からきた子はあまり乳児院にこないけれど、他の子どもにつれられてくる子もある。

②処遇で配慮すること

特になし 6人から8人のホーム制

大きい子が配慮してくれる。

夏休みなどに乳児院へ手伝い、遊びといやし（知的発達）、職員を求めて。

逆のケース（乳幼児ホームから児童養護へ）は少ない。

③措置元乳児院との連絡調整

ほとんどない

3. 児相との連携

特記事項なし

4. 年齢枠をはずす条件

幼児は手が掛かるので、大きい子に職員が接触する時間がなくなる。消極的。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例があれば教えてください。

特になし

6. 貴施設の特徴的な点

小児科医師週1回くるのを養護施設側でも利用している。

養護施設年齢児童と一緒になので、乳児院としての清潔観念はうすくなってきている。

ボランティアが多く、長続きする。行事をすると多くの人が参加、全面的に入ってもらえる。

経営面、職員が助かる

幼児は他の施設がとらない

子どもは子どものなかで育つ

最初は3才まで想定、いまは4才、いずれは18才まで考えたい（この点は児童養護施設長は？で消極的反応であった）

可能ならば6人集団でグループホーム、柔軟にいまの現状を変化させていく。

短期里親等との連携

夏のキャンプ等は乳児院（乳幼児ホーム）はない、養護施設は多くの行事があるが、